

調査の概要

1 調査の目的

学校教育行政に必要な学校に関する基本的事項を明らかにすることを目的とする。

2 根拠法令

統計法（平成19年法律第53号）（基幹統計調査）

統計法施行令（平成20年政令第334号）

学校基本調査規則（昭和27年文部省令第4号）

3 調査の範囲

- (1) 学校教育法第1条による小学校，中学校，義務教育学校，高等学校，中等教育学校，特別支援学校及び幼稚園
- (2) 教育基本法第6条による幼保連携型認定こども園
- (3) 学校教育法第124条による専修学校
- (4) 同法第134条による各種学校
- (5) 同法第18条による不就学の学齢児童及び学齢生徒

4 調査期日

平成29年5月1日現在

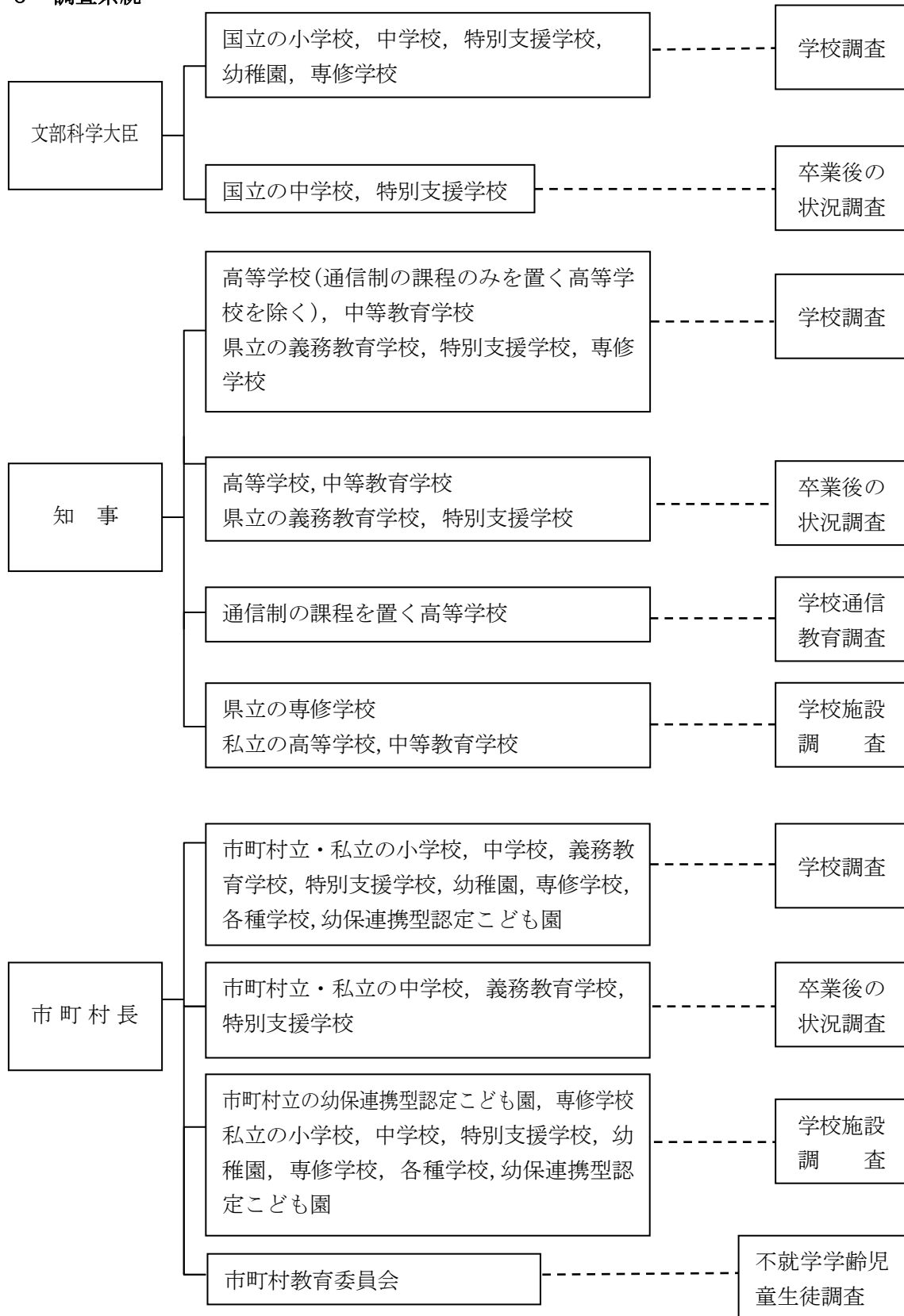
ただし，卒業後の状況調査は，平成29年3月卒業者について，平成29年5月1日現在

5 調査方法・種類

- (1) 全数調査
- (2) 調査の種類及び調査事項

調査の種類	調査事項	報告義務者
学校調査	学校の名称，種別及び所在地，学科・課程又は学級に関する事項，教職員数，児童・生徒又は幼児の在籍状況等	学校の長
卒業後の状況調査	学校の名称，種別及び所在地，卒業者の進学・就職の状況等	学校の長
学校通信教育調査	学校の名称及び所在地，教職員数，生徒の在籍状況，生徒の入学・卒業・退学及び単位修得の状況等	学校の長
不就学学齢児童生徒調査	教育委員会の名称及び所在地，学齢児童生徒の就学の免除及び猶予の状況，居所不明の学齢児童生徒の数，死亡した学齢児童生徒の数	市町村教育委員会
学校施設調査	学校の名称，種別及び所在地，土地又は建物の用途別，構造別等の面積，土地又は建物の増減の状況	設置者

6 調査系統



7 本年度調査の変更点

○ 調査票

(1) 卒業後の状況調査票（中学校）

「小中一貫教育の施設形態」に関する調査項目を追加する。

(2) 卒業後の状況調査票（義務教育学校）

昨年度、新たに「義務教育学校」が設置されたことに伴い、本年度から当該学校に対する卒業後の状況調査を実施する。

8 利用上の注意

(1) 本報告書中の構成比は、四捨五入によって算出しているため、合計の数字と内訳が一致しないことがある。

(2) 本報告書中の記号は、次のとおりとする。

『 - 』	係数が『0』の場合
『0.0』	係数が単位未満の場合
『・・・』	係数出現があり得ない場合、又は調査対象とならなかった場合
『△』	減少の場合
『ポイント』	%と%の差